



日九十二月七 昭和十年七月十三日 新報 第三千五百三十三号

### 平町の選挙肅正 運動方針を決定

#### 昨日第二回委員会を開き 諮問案に答申

平町の第二回選挙肅正委員会は二十八日午前十時から平町会館に於て開かれ、特別委員會議案と井上委員長から報告諮問第一號案を次の如く決定した。

- 一、八月一日より一週間町内を七方部に分け選挙肅正懇談會を開催する事
- 二、八月十六日より二十二日まで文書宣傳を爲すこと、縣より配布によるポスター等による
- 三、申合せ事項は左の二項とする
  - ▲各自相戒め荷も吾區より選挙違反者を一名も出さざること
  - ▲吾區より棄権者を出さざること

各區毎に行ふ懇談會の日割及區域は

- △八月一日長橋、新町、研町、古銀治、紺屋町、材木町、性源寺)
- △二日、銀治町、南町、大町(警察署會議室)
- △三日、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目(同警會議室)
- △四日、五日、新川町、大工町、鐵道官舎、南白、立月見、鎌田(第三小學校講堂)

### 小名濱海岸初めて 夏らしい賑はひ

#### 盛りを切つた昨日の出入 トロリーまでが客車顔

大暑に進入して最初の日曜である昨日は夏らしい暑晴に石城の海岸は多賑ふる人々で賑はつたが殊に小名濱は炭礦方面から押かけた雑沓約五千を数へて本年初めての夏季の賑はひを見せ午後四時頃から歸途についた浴客の混雑返しは警界軌道も警界軌道も乗合自動車も先着に押返され婦人子供連は容易に乗込めない繁昌賑はひに警界軌道の如き此の日はかりは荷運搬のトローリーまでが客車並の出動に數人を運送する午後七時過ぎまでの引續く運搬に漸く千五百の雑沓を片付けたが海水も漸くぬるみ同地海岸に唯道徳なことは遠淺自慢の濱に商港修築の大きな捨て石を並べられたことであるが此の好條件を殺された代償に安全な築港内の貸ボートが非常な盛況である

### 町民總意の叫び 漸く表面化する

#### 昨廿八日區長會議を開き 満場一致で陳情に決す

平町一般町民に重大視される地下採掘問題の町會決議は既に昨二十八日午後一時同町會報の如く試掘を無條件で同意し採掘に至る向後の二ヶ年間対して更に調査研究を行ひ反對に一層理由づけることになつたが各區長及び區民側では委員五名によつて近く仙台鐵

### ラヂオ体操

第一、第三兩校で  
平町のラヂオ体操は一日から二十日間第一、第三兩小學校で毎朝午前六時から三十分間づゝ行ふことになり参加を希望するが二十日皆勤者は表彰する

### 定期總會

石城から三十余名出席  
縣藥劑師會第十四回總會は今日二十九日午後一時から郡山市外高玉温泉旅館に於て開催警察部長、衛生課長及び中田技師等臨席左記諸事項について協議を遂げたが平町支區から鈴木邦三郎、山野邊東次郎、小野常治、瀨尾善之進、堀功水野精一氏の外に郡部からも約三十名出席した

### 料理屋の女將から 金側時計を強奪

#### 暴行昏倒させて逃走 犯人間もなく逮捕さる

二十九日午前三時頃平町三丁目倒せしめたが物音を聞き付け目裏飲食店うつほ「事小管し(云)方に」酒を呑ませると入つて来た遊人風貌の男が有り「もう夜明けも近いし營業時間過ぎたから」と断たれるや件の果は「俺は藤太一乾分だ今平署から釋放されて出て来たばかりだ酒を呑ませぬのなら貴族の時計を呉れる」とシモの左手首を握り金側時計価格二十五圓を強奪せんとし暴行を振つてシモの胸を二撃その場に昏

### 情夫を絞殺後 猫イラズを嚙下

#### 心中を企て果さず逃走 泉殺人事件の真相

(展報) 兇行後四日間植田、平兩署死に昏迷ひの活動により女給殺人事件犯人小松又郎(同)遂に警署村の實父宅裏手物置三は逃走四日間殆んど呑まらず

### 溜池に墜ち幼 兒溺死

赤井村大字赤井字沼の作居住煉瓦職工會川喜内三男旭さん(二)は昨二十八日午前七時頃自宅附近で遊戯中誤つて深さ約五尺の溜池に墜落溺死した

### 植田署組頭會

植田署では二十六日午前十時から管内消防組頭會を開き選挙肅正運動に就て協議した

### 一票汚れる 中央報徳會

元來我が國に於ては、帝國議會は陛下に對すべきものでなく、陛下が中心であらせられることは昔ながらの建國の精神であつて帝國憲法の眞意もまた茲に存するは云ふ迄もない、今や歐州に於ても個

### 會務報告(昭和八年度決算)

並に十年年度豫算) 日本藥劑師會代議員及同僚備員選の諸件(以上)

### 松井博士述

中央報徳會

### 泉殺人事件の真相

### 溜池に墜ち幼 兒溺死

### 一票汚れる

人主義的ローマ法の意義が漸く人民の爲にするとの趣旨であるに委へ來たり統制的國家主義に立脚しつゝある實狀である我が國の憲法や自治國體法はドイツのプロシヤのそれを参考としたものであるが最近關しては從來の衆議院會議主義を採るに至つた、而してのたのであつて、凡ての改革の基礎には指導者主義や、國の強力を監督主義を置いて、一般に國家中心主義を擴張プロシヤはイギリスとは異りせしめてゐる、即ちドイツで人民による政治と云ふよりもは自治行政も亦他の行政の部

